

【自衛隊法施行令（抜粋）】

（報告又は資料の提出）

第百二十条 防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

（平一九政三・平二二政六・一部改正）